

議案第 28 号

松阪市公民館条例の一部改正について

松阪市公民館条例（平成 17 年松阪市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 19 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市公民館条例の一部を改正する条例

第 1 条 松阪市公民館条例（平成 17 年松阪市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「② 料理室使用の場合は、電気、ガス、水道料の実費相当額を徴収する。③ 倉庫使用の場合は、1 か月を単位として 1 m²につき 480 円を徴収する。」を「② 倉庫使用の場合は、1 か月を単位として 1 m²につき 480 円を徴収する。」に改める。

第 2 条 松阪市公民館条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「860」を「880」に、「1,720」を「1,760」に、「2,160 円」を「2,200 円」に、「2,590 円」を「2,640 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に、「1,290 円」を「1,320 円」に、「480 円」を「490 円」に、「1,080」を「1,100」に、「2,160」を「2,200」に、「1,830」を「1,870」に、「3,670」を「3,740」に、「2,050」を「2,090」に、「4,100」を「4,180」に、「2,910」を「2,970」に、「5,830」を「5,940」に、「540」を「550」に、「750」を「770」に、「210」を「220」に、「1,620」を「1,650」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 31 年 10 月 1 日から施行する。